東京労働共済会の会員の皆様へ

2021年度

自転車保険の加入義務化に対応!!

助け合う仲間の保険だから安心です

自転車保険*

示談交渉サービス付

＊団体総合生活保険

1年間5,200円で家族全員の自転車事故によるケガと賠償責任をガッチリ補償

補償期間	申込締切	掛　金
2021年7月1日16時 ～ 2022年7月1日16時	5月14日（金）	8月27日（金） 口座振替

東京労働共済会

〒170-0005　東京都豊島区南大塚2-33-10　東京労働会館6F
東京地評内　TEL 03-3943-0908　FAX 03-3943-0936

東京労働共済会の自転車保険

（団体総合生活保険）

1 賠償責任は1億円まで補償+示談交渉サービス

2 年間掛金5,200円[*2]で、ご家族全員の自転車事故を補償

3 入院日額は6,000円、手術保険金が付いてさらに安心。

ご家族全員同じ補償です。

		ご家族全員
ケガの補償	入院保険金日額[*1]	（1日あたり）6,000円
	通院保険金日額	（1日あたり）1,000円
	死亡・後遺障害保険金額	400万円
	手術保険金（1事故につき1回）	（通院）30,000円
		（入院）60,000円
賠償責任の補償	個人賠償責任保険金額	1億円（示談交渉サービス付）
	掛金	年間 5,200円[*2]

＊1 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

この保険での自転車とは

ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の三輪以上の車を除きます）およびその付属品（積載物を含みます）をいいます。補助動力付自転車を含みます。

この保険で補償されるご自身の「ケガ」とは

①日本国内において、「自転車」に搭乗中の被保険者（保険の対象となる方）が「急激かつ偶然な外来の事故」によって生じた「ケガ」をいいます。
②日本国内において、自転車に搭乗していない被保険者が、運行中の自転車との衝突・接触等によって生じた「ケガ」をいいます。

起きています！高額賠償事故

少年の自転車事故で9500万円の賠償命令！

小学校五年生だった少年が帰宅途中、自転車で坂を下っていたときに、知人と散歩していた60代の女性に気づかず正面衝突。女性は転倒した際に頭を強打して、事故から4年以上たった判決時も寝たきりの状態が続いていました。

判決では親として果たすべき自転車利用に対する指導や注意が不十分だったと認定。親に賠償義務があると述べています。

【出典】日本損害保険協会発行「知っていますか?自転車の事故」（平成28年度）
（神戸地方裁判所　平成25年7月4日判決）

この保険での「ご家族」とは

ご本人、配偶者、ご本人または配偶者の同居の親族、ご本人または配偶者の別居の未婚の子（婚姻歴のない方）です。生計の同一は問いません。

【用語の解説】
（1）配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（婚約とは異なります。）にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。
a.婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）。
b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
（2）親　族：6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。
（3）未　婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
※個人賠償責任において、ご本人が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

《個人情報の取扱いについて》　「東京労働共済会自転車保険」は、東京海上日動火災保険株式会社を引受保険会社とする「自転車保険」により運営・実施しています。東京海上日動火災保険株式会社は、「東京労働共済会自転車保険」が円滑かつ適正に運営されるために加入者の個人情報を利用し、ご加入者の個人情報について注意喚起情報の「個人情報の取扱いに記載のとおり取り扱います。また、この「東京労働共済会自転車保険」はあくまでも東京労働共済会が責任をもって導入したものです。東京労働共済会の各種共済で実施している各種制度のご案内以外にご加入者の個人情報を利用することはありませんので安心してご加入ください。

＊2 お支払いいただく掛金のうち4,700円は保険料として東京海上日動に支払い、500円は東京労働共済会の制度運営費となります。

事故にあわれたときは…

○事故にあわれたときは、ただちに取扱代理店・桜保険事務所へお知らせください。ただちにご連絡いただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
○事故のご連絡をいただいた場合は、桜保険または東京海上日動より保険金請求（保険金請求に関してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など）のご案内をいたします。
○賠償事故でご本人が示談する場合、事故の処理・示談などにつき必ず桜保険事務所にご相談ください。示談は事前に東京海上日動の承認が必要です。
○保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

こんなときに保険金をお支払いします。

ケガの補償

日本国内において自転車に乗っている間の事故。歩いているときに、自転車にぶつけられた事故。

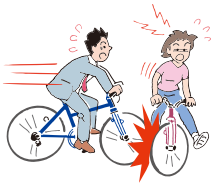
自転車同士がぶつかって入院・通院した

自転車搭乗中に転倒して入院・通院した

自転車で走行中、自動車にはねられ、後遺障害が生じた

歩行中、自転車にぶつけられ入院・通院した

●お支払する保険金の内容

死亡保険金※	ケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に不幸にして亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
後遺障害保険金※	ケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された場合には、その程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4～100%までお支払いします。
入院保険金	ケガのため医師等の治療を必要とし、入院されたときは、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
通院保険金	ケガのため、医師等の治療を必要とし通院されたときは、通院日数（往診日数を含む）に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。 注）いかなる場合でも事故発生日からその日を含めて180日以内の通院とします。
手術保険金	ケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に手術を受けた時に所定の金額の保険金をお支払いします。（傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。）

保険金をお支払いできない主な例

〈ケガに対する補償の場合〉
①故意または重大な過失によるケガ
②自殺行為、闘争行為または犯罪行為
③競技、興業中（練習中を含む）のケガ
④地震、噴火、これらによる津波、戦争、暴動などによるケガ
⑤むちうち症または腰痛などで、他覚所見のないもの　など

※死亡保険金、後遺障害保険金については、1事故について合計してご契約金額（死亡・後遺障害保険金額）が限度となります。

賠償責任の補償

補償内容	自転車の所有・使用・管理に原因があって、日本国内において発生した偶然な事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた時、下記の保険金を支払います。
示談交渉サービス	相手への賠償の示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ＊示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および相手の方の同意が必要となります。また、訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。

自転車で歩行者にケガをさせた

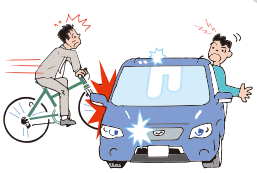
自転車で走行中、停車している自動車にぶつかりキズを付けた

自転車同士でぶつかって、相手にケガをさせた

誤って自転車で線路内に立ち入り、電車を止めてしまった。

●お支払する保険金の内容

①被害者に対して支払う損害賠償金
（治療費、ケガに対する慰謝料、修繕費など）
②裁判費用、弁護士費用
③応急手当の費用、護送費用など

賠償金額の決定には事前に東京海上日動の承認を必要とします。

保険金をお支払いできない主な例

①職務遂行に直接起因する事故
②故意で起こした事故
③同居の親族に対する損害賠償責任
④地震、噴火、これらによる津波、戦争、暴動または、核燃料物質の有害特性による事故　など

注）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などで、同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる場合がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。

このパンフレットは団体総合生活保険（自転車事故傷害危険のみ補償特約・自転車賠償責任補償特約付帯）の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

お知らせ

東京労働共済会の「介護補償」「がん補償」募集中です。
団体割引25%適用でお得です。
自転車保険とあわせて、ぜひご検討ください!

介護の補償

要介護状態(公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定)になった場合に、一時金をお支払いします。

一時金は
100万円・200万円・300万円の
3タイプから選べます。

がんの補償

がんと診断確定されたときに、

一時金
100万円を
お支払いします。

パンフレット・加入依頼書(告知書)をご希望の方は、東京労働共済会までご連絡ください。

自転車保険加入・更新のお手続きについて

新規に加入される方

「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、職場・地域の担当者に渡すか、東京労働共済会までご郵送ください。

※「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

現在加入されている方

**申込締切までに特にお申出がなければ、今年度の募集パンフレット等に記載の内容で自動継続となります。
内容に変更がない場合はご返送不要です。**

○今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。
○内容変更の方は、加入依頼書に事項をご記入のうえ職場・地域の担当者に渡すか、東京労働共済会までご郵送ください。
○今回継続されない方は解約手続きのためご返送が必要です。

加入資格… 東京労働共済会の会員の方

※この保険契約は東京労働共済会をご契約者として、加入を希望される共済会会員を加入依頼人および被保険者ご本人とする団体契約です。このため、会員以外の方が加入申込みをすることはできません。

申込締切… 2021年5月14日(金)

保険期間… 2021年7月1日16時～2022年7月1日16時

掛金とお支払いについて… 年掛金 5,200円

○新たに振替口座を指定される方は、口座振替依頼書に銀行名、口座番号を記入し、預金通帳の印を押してください。2021年8月27日(金)に指定の口座から掛金を振替えます。

この保険は、東京労働共済会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として東京労働共済会が有します。

ご注意 現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

お問合せ・お申込みは・・・

ご不明の点は、職場・地域の担当者または
下記までお問い合わせください。

●団体保険契約者 **東京労働共済会**
TEL **03-3943-0908**
〒170-0005　東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館6F 東京地評内

取扱代理店:桜保険事務所
〒188-0011　西東京市田無町3-2-17
TEL／042-**469-7517**
受付時間/月～金 10:00～17:00　休業日/土日・祝日、12/31～1/3
引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社
担当課:公務第2部文教公務室 03-3515-4133

このパンフレットは団体総合生活保険(自転車事故傷害危険のみ補償特約・自転車賠償責任補償特約付帯)の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みになり、ご不明な点がある場合には、代理店までお問い合わせください。

20-TC09141　2021年2月作成